

令和7年度

生徒指導規程



呉市立川尻中学校

年 組 番
名前

令和7年度呉市立川尻中学校

生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

本校の教育目標

『郷土を愛し、自立する子どもを育てる』
～挨拶とボランティア、夢や目標への挑戦～

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。
自宅を出て、自宅に帰るまでを学校の教育活動とする。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。

(1) 徒歩通学

歩道のマナーを守り通学路を通る。

(2) 自転車通学

①許可された地域(小用)の生徒で希望者(別紙自転車通学許可願)のみとする。

②交通マナーを守り通学路を走行する。他の歩行者の安全に細心の注意をはらう。

③記名した自転車とヘルメットを着用する。

④自転車は、次の条件を満たすものとする。

- ・ライトが点灯する。
- ・反射板が数か所についている。
- ・安全なハンドル(ドロップハンドルや変形ハンドルでないもの)である。
- ・安全確保の面から、両足が地面に着いたサドルの高さに調整する。

⑤自転車点検はこまめに行う。

⑥校内では、自転車を降りて押して歩き、指定された自転車置き場に停め、鍵をかける。

⑦違反があった場合は、一定期間自転車通学を禁止する。違反が繰り返される場合は、

自転車通学許可を取り消すこともある。

(3) バス通学

①許可された地域(小用・小仁方・西6丁目)の生徒で希望者(別紙バス通学許可願)のみとする。

②車内でのマナーを守り、他の乗客に迷惑を掛けない。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするため、登下校等に関する規程を定める。

(1) 始業時刻は、8:20(朝読書開始時刻)とし、教室で出欠確認を行う。朝会が行われる場合は、体育館で出欠確認を行う。

(2) 完全下校時刻は、次の通りとする。

- ・18時00分 4月～9月
- ・17時30分 10月・3月
- ・17時15分 11月～2月

(3) 欠席および遅刻の場合、8:00までに、必ず保護者が欠席・遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室にある『遅刻証明書』に職員が記入し、生徒は受け取り、教室に行く。

(4) 早退の場合、事前にわかっている場合は、必ず保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を学校に連絡する。

(5) 登校したら、原則校外には出ない。特別な理由がある時は、職員室に連絡して許可を得る。

(頭髪)

第4条 頭髪については、次のことを指導する。
学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。改善が見られない場合、特別な指導を行う。

前髪は目にかからない程度の長さとする。

肩にかかる長さの長い後ろ髪は、ゴムで結ぶ。

結ぶ場合は耳より下とし、二つか一つに結ぶこと。一つ結びの場合は真後ろで結ぶ。また結び

残しの髪を前にたらしさないこと。結ぶゴムの色は、黒・紺・茶とする。髪留めのピンは、黒色で細いものを許可する。ヘアバンドやリボンなど華美または不自然な髪止めは不可とする。

(1) 不自然な髪型（パーマ、そり込み、ツーブロック、モヒカン等一部を極端に伸ばしたり、切ったり、バランスの取れない髪型等）にしないこと。

(2) 染色・脱色・パーマ・整髪料をつけない。

(3) 健康上の都合で上記の規程にできない場合は、事前に保護者を通して届け出て、学校の許可を得る。

(化粧・装飾・装身具・不要物)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

(1) 口紅（色つきや匂いつきリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧類をしない。

(2) マニキュア等の装飾をしない。

(3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ、帽子（部活動で認められた帽子については可）等の装身具をつけない。

(4) まゆ毛は剃り落としをふくめ、つつかない。また、まつ毛の加工をしない。

(5) 制汗スプレー・シートは、無臭の物を許可する。

(6) 携帯電話や情報通信機器、カメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、お菓子、装飾品、カッターナイフ・はさみ等危険物、その他学校での学習活動に必要なものは、持参しない。違反があった場合、学校で預かり保護者に返す。特別な指導を行う場合もある。

(持ち物・身なり等)

第6条 制服等、身なりについては、次のことを指導する。校内外の学習活動及び登下校時は、学校が定める制服（服装）を正しく着用する。休日に忘れ物等で学校に来る場合も制服を着用する。部活動終了後は、体操服又は部活動の服装で下校することも可とする。

(1) 制服

ブレザー、ポロシャツ（長袖・半袖）、スラックス、またはスカート。

移行期間は設けない。自分の体調や季節。気象状況を鑑みて自ら判断すること。ただし、12月～4月の儀式時にはブレザーを着用する。

(2) ポロシャツ

①左胸に学校名が記入されている学校指定のポロシャツを着用すること。

②ポロシャツの裾は、スラックス・スカートの中に入れること。

③ポロシャツの下には、衛生面、健康面を含めて、必ず下着を着用する。柄物は禁止とし、白・黒・紺・茶とする。

④ブレザー着用の場合は第1ボタンを必ず留める。

(3) スラックス・スカート

①スラックス

ベルト（3cm程度の幅のもので、色は黒・紺・茶とし、金具等の華美な装飾品がついたものについては禁止）を必ず着用する。スラックスのホックは必ずとめ、ずらしてはいてはいけない。

②スカート

指定のスカートを着用する。スカート丈は、ひざ裏の線がかくれる長さとする。

(4) セーター・ベスト

①上着の下に着用し、無地の紺色Vネックのものとする。（カーディガン不可）制服の裾や袖から、はみ出さない。

(5) ウインドブレーカー

登下校時の防寒と交通安全を目的として、学校指定のウインドブレーカー（上下有り）を希望購入し着用できる。着用は登下校時・部活動時・校外学習時（修学旅行等）とする。

(6) 靴下

靴下は白色・黒色とする。くるぶしが隠れる長さのものとし、短ソックス（くるぶしが出

るもの)、ルーズソックス、ハイソックス、それに類似するものは、不可とする(ワンポイントは可)。(ずらしたり、折ったりして履かない。)

(7) 通学靴

白のひも靴とし、色のラインが入ったもの、縁取りのあるもの、ハイカット・ミドルカットは不可。靴べろの内側に記名する。

(8) 上履き・体育館シューズ

①学校指定のものを使用し、かかとの部分に記名し、落書きをしない。

②体育館シューズは体育館のみで使用する。

(9) 名札

名札はブレザーの左胸に付ける。

(10) 手袋・マフラー・ネックウォーマー・

冬期に登下校時に着用してもよい。玄関で必ずはずし、校舎内ではカバンに入れる。

(11) 黒タイツ

冬期に黒タイツを着用しても良い。

(12) 体操服

①学校指定の体操服。体操シャツは、必ず裾をズボン・クォーターパンツに入れる。ズボン・クォーターパンツは、腰骨より上にあげて履く。

②既定の服装にできない場合は、保護者より担任に申し出て学校の許可を得る。違反があった場合は、特別な指導を行う。

(13) 持ち物について

①自分の持ち物には、必ず記名をする。

②カバンは学校指定バッグを使用する。落書きをしたり、キーホルダー等の飾りをつけたりしない。

③カバンに入りきらない場合は、学校指定サブバックを使用する。校外での行事においても、学校指定バッグを使用する。

④飲み物として、水筒にお茶または水を入れ持参してもよい。水筒の代わりにペットボトルを使用するときには、カバーを利用する。また、ペットボトルをゴミと

して学校に捨てない。

(校内の生活)

第7条 校内の生活については、次のことを指導する。

(1) 授業

①時間を守る。(時計を見て行動しよう。)

②授業時のあいさつ、返事を大切にし、よい言葉づかいをする。

授業時の号令は、次のように行う。

チャイム開始と同時に「黙想」

「立腰」⇒「黙想」⇒「起立」⇒「これから

〇時間目の△の授業を始めます」⇒「はい」

⇒「気をつけ」⇒「礼」⇒「お願いします

(の後に礼をする)」⇒「着席」

※先言後礼。

(2) 休憩時間

①特別教室や少人数教室、体育館、他の教室には、勝手に入らない。

②廊下は、安全に配慮して左側を通行する。

③学校の施設や道具、樹木を大切にする。

④整理整頓をする。(靴箱、机、ロッカー、掃除道具入れ、掲示物等)

(3) 保健室の利用

体調がすぐれない場合、学級・教科担任の許可を得て保健室を利用することができる。利用時間は、**1時間程度**として、体調の回復が見込めない時は、養護教諭の判断のもと、学校から保護者に早退の連絡をする。

(4) 給食

①当番は必ずエプロン・マスク・三角巾を正しく着用し、準備をする。

②準備ができたなら、「合掌。」の号令で「いただきます」と言ってから食べ始める。

③終了のチャイムで「合掌。」の号令で「ごちそうさまでした」と言う。それまでは教室を出ない。

(5) 掃除

時間いっぱい無言で掃除をする。

(6) 部活動

- ①各部活動には積極的に参加し、欠席・遅刻・早退などは、活動の開始までに顧問に申し出る。
- ②部室は活動日・活動時間以外は使用しない。部室では飲食をしない。また、部室には学習道具等私物を置かない。守れない場合は、一定期間使用禁止となる。
- ③部活動での遠征についても、この生徒指導規程に準じて活動する。
- ④試験期間中は、原則、部活動は停止する。

(7) 教育相談

生徒・保護者は相談したいことがある場合、スクールカウンセラーに相談できる。

(8) その他

- ①机の中、ロッカーには、学校で許可されたもの以外は置いて帰ってはいけない。
- ②校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。破損については、原則、実費弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。
- ③校外で行われる学校の教育活動（部活動の遠征・行事および修学旅行を含む校外活動など）においても、この規程通りとする。
- ④卒業生や放課後の在校生の学校内への無断立入りは禁止する。用事がある場合は、職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。

第3章 校外での生活に関すること

この章は、保護者責任の観点から、その指導内容も記載する。本章の内容は、学校・家庭・関係機関と連携を取り指導する。同一指導を繰り返す生徒の場合、特別な指導を行う。

(校外の生活)

第8条 校外での心得については、次のことを指導する。

- (1) 外出の場合は、行き先・帰宅時間を家族に

伝えておく。

- (2) 夜間は、遊びに行かない。また生徒だけで19:00以後、用のない限り外出をしない。
- (3) 生徒だけでゲームセンター・カラオケボックス・インターネットカフェ・ボーリング場・マンガ喫茶・ビデオ取扱店・映画館等、遊技場（ゲームコーナーも含む）に入店しない。
- (4) 危険な物や有害な物、特に有害玩具（エアガン等）や刃物類を購入・使用しない。
- (5) 公共施設は、許可を得てマナーよく使用する。
- (6) 生徒だけでの外泊や夜間徘徊を禁止する。
 - ①保護者は夜間外出をさせないようにする。
 - ②保護者は、広島県青少年育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても夜間の利用はしないようにする。
- (7) 情報通信機器

本校では、学校への携帯電話の持込を原則禁止している。よって**携帯電話については、特別な事情のない限り、保護者に契約しないよう特にお願いする。**また情報通信機器について保護者の責任において、家庭でのルールづくりや、フィルタリングを設定し、子どもの利用状況を把握する。

- (9) 酒タバコ類等の購入
保護者は、酒タバコ類を生徒に購入させないようにする。
- (10) 危険箇所への立入り
保護者は、立入り禁止箇所や池等を生徒を立入らせない。
- (11) 交通違反
保護者は、生徒が道路交通法に違反しないよう指導する。
- (12) 虐待やネグレクト（育児放棄）
保護者に虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校から関係機関に通告する。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されない」との認識に基づき、生徒が校内および校外で問題行動を起こした場合には反省させ、よりよい学校生活を送るために指導する。

(問題行動への特別な指導)

第9条 問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。指導にあたっては、発達段階や常習性を配慮する。本校の定める指導段階は次の通りとする。

第1段階—本人への説諭、事実・反省・宣誓の文章の作成および保護者への連絡

第2段階—第1段階の指導を踏まえた保護者との面談（場合によっては保護者引き取り）

第3段階—第2段階までの指導を踏まえた学校からの特別な指導

段階指導の途中で問題行動を起こした場合は、その段階の次の段階の指導を行う。

(1) 学校の規則等に違反する行為Ⅰ

次の行為があった場合、第1段階以上の指導を行う。

- ①服装規程違反が繰り返される場合
- ②授業中の態度に問題がある場合
- ③不要物を持ち込んだ場合
- ④人としてマナーに反する言動を行った場合
- ⑤道路交通法違反および通学違反をした場合
- ⑥いじめに関係している場合
- ⑦その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(2) 学校の規則等に違反する行為Ⅱ

次の行為があった場合、第2段階以上の指導を行う。

- ①第1段階の指導で改善ができない場合
- ②不要物持ち込みのうち、危険物や授業の妨げになるものを故意に持参・使用した場合（携帯電話を含む）
- ③携帯電話やインターネットにより他人を誹謗中傷したり、不正利用をしたりした場合

④登校後の無断外出・早退

⑤試験における不正行為

⑥道路交通法違反のうち程度の重いもの

⑦その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(3) 学校の規則等に違反する行為Ⅲ

次の行為があった場合、第3段階の指導や諸機関との連携を行う。

①第2段階の指導で改善が見られない場合

②暴力行為（対教師、生徒間、対人、器物破損、対物）

③飲酒・喫煙及び準備行為（購入、所持）

④指導に従わない場合（指導無視、暴言）

⑤家出及び深夜徘徊

⑥金品強要

⑦無断アルバイト

⑧暴走族等への加入及び参加

⑨その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

⑩その他、法令・法規に違反する行為

(反省指導等)

第10条 特別な指導のうち、反省指導等は、次の通りとする。期間は、概ね1日から5日間とする。ただし、問題行動の程度や繰り返しなどにより指導期間を変更することがある。

(1) 学校反省指導

第3段階は(2)の指導、およびいずれかを合わせ行う。授業中の態度などに課題がある場合は、第1、第2段階においても生活記録ファイルによる個別反省指導を行うことがある。

(2) 方法

①個別指導室で反省や教科学習を行う。

②指導記録に基づいて、保護者と連携をもつ。

③教育相談と反省指導を複合した指導

スクールカウンセラー等との教育相談と個別反省指導を並行して行う。

④保護者参観による授業観察指導改善が見られない生徒には、該当生徒の保護者を含めPTAによる授業観察を行う。

(反省指導の実施)

第11条 反省指導の実施は、原則として学校内での反省とする。

- (1) 反省指導期間中にある定期試験等は個別指導室で受験する。
- (2) 反省指導期間中にある学校行事や部活動および公式大会へは、原則不参加とする。

(特別な指導を実施するにあたって)

第12条 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。またこの機会に学力の補充を行う。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残す。
- (4) 法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力行為、指導を繰り返す場合は、市教委・警察・こども家庭センターなどの諸機関と連携をとる。
- (5) 反省指導は、目的を明確にして短期間で行う。(目安となる日数を第10条に明記) また、生徒の発達の段階も考慮して効果的に行う。

(規程の周知)

第13条 学級における指導や、生徒を対象とする全校集会、保護者を対象とする入学説明会、PTA 総会、懇談会、家庭訪問などで、直接説明を行う。

(規程の施行)

この規程は、令和7年4月1日より施行する。